

マーガリン類の表示に関する公正競争規約及び同施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項の規定に基づきマーガリン類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この規約で「マーガリン類」とは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第3に規定するマーガリン及びファットスプレッドであって、それぞれ次に掲げる基準に適合するものをいう。 (1) マーガリン 食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可塑性のもの又は流動状のものであって、油脂含有率（乳脂肪を含まない脂肪分と乳脂肪分の合計の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）が80%以上のものをいう。 (2) ファットスプレッド 次に掲げるものであって、油脂含有率が80%未満のものをいう。 ア 食用油脂に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可塑性のもの又は流動状のもの イ 食用油脂に水等を加えて乳化した後、果実及び果実の加工品、チョコレート、ナッツ類のペースト等の風味原料を加えて急冷練り合わせをして作られた可塑性のものであって、風味原料の原材料及び添加物に占める重量の割合が油脂含有率を下回るもの。ただし、チョコレートを加えたものにあつては、カカオ分が2.5%未満であつて、かつ、ココアバターが2%未満のものに限る。 2 この規約で「事業者」とは、マーガリン類を製造し、若しくは輸入して販売する者又はマーガリン類の製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名	

称を表示して販売する者をいう。 3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するマーガリン類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 (1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。） （必要な表示事項） 第3条 事業者は、マーガリン類の容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を、マーガリン類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、邦文で見やすい場所に明瞭に一括して表示しなければならない。ただし、容器包装の面積が30平方センチメートル以下であるものは、原材料名の表示事項を省略することができる。 (1) 名称	（必要な表示事項） 第1条 マーガリン類の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第3条第1項に掲げる事項は、第1号に掲げる方法に従い、第2号に掲げる様式により表示するものとする。 (1) 方法 ア 名称 (イ) マーガリンにあつては「マーガリン」と表示すること。ただし、流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して「流動状」と表示すること。 (イ) ファットスプレッドにあつては、「ファットスプレッド」（風味原料を加えたものにあつては「風味ファットスプレッド」）と表示す
---	---

	果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 c 使用した砂糖類が2種類以上の場合、 「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、その砂糖類に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
(4) 添加物	エ 添加物 使用した添加物については、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第1項の表の添加物の項の下欄に規定する事項を、その添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示すること。
(5) 原料原産地名	オ 原料原産地名 輸入品以外のマーガリン類にあつては、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の原産地について、原材料名に対応させて、国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する（〇〇は、原産国名とする。）こと。ただし、国産品にあつては、「国内製造」に代えて、「〇〇製造」と表示する（〇〇は都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。
(6) 内容量	カ 内容量 計量法（平成4年法律第51号）に基づき、内容量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示すること。
(7) 賞味期限	キ 賞味期限 次に定めるところにより表示すること。 (イ) 製造から賞味期限までの期間が3か月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより表示すること。 a 令和8年4月1日 b 8. 4. 1 c 2026. 4. 1

	d 26. 4. 1 (イ) 製造から賞味期限までの期間が3か月を超えるものにあつては、(ア)又は次の例に定めるところにより表示すること。 a 令和8年4月 b 8. 4 c 2026. 4 d 26. 4 (ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、(ア)又は(イ)のそれぞれのb、c又はdの場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目に「0」を付して表示すること。
(8) 保存の方法	ク 保存の方法 製品の特性に従つて、「10℃以下で保存すること」、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき事項がない場合は、省略することができる。
(9) 原産国名（輸入品に限る。）	ケ 原産国名 輸入品にあつては、「原産国〇〇」、「〇〇製」又は「〇〇産」（「〇〇」は国名）と原産国名を表示すること。
(10) 事業者の氏名又は名称及び住所	コ 事業者の氏名又は名称及び住所 表示内容に責任を有する者（以下「表示責任者」という。）の氏名又は名称及び住所を表示すること。表示内容に責任を有する者が製造業者である場合は「製造者」、販売業者である場合には「販売者」、加工業者である場合には「加工者」、輸入業者である場合には「輸入者」と表示し、氏名又は名称及び住所を表示すること。
(11) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	サ 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 次により表示すること。 (ア) 表示責任者の氏名又は名称及び住所の表示に近接して製造所又は加工所所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称）を表示する。

(12) 栄養成分の量及び熱量	(イ) (7)の規定にかかわらず、表示責任者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称）と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 (ウ) (7)の規定にかかわらず、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下同じ。）又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。 a 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 b 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。） c 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号 シ 栄養成分の量及び熱量 食品表示基準第3条第1項の表の栄養成分の量及び熱量の項の規定に従い表示する。 (2) 様式 食品表示基準第8条の規定に従い、前号のAからサまでの事項にあつては、様式1により、シの事項にあつては様式2により、表示すること。
------------------------	--

様式1

名	称
油	脂 含 有 率
原	材 料 名
添	加 物
原	料 原 産 地 名
内	容 量
賞	味 期 限
保	存 方 法
原	産 国 名
製	造 者

(備考)

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。
- 2 表示に用いる文字は、日本産業規格 Z 8305 (1962) (以下「JISZ8305」という。)に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305 に規定する 5.5 ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。
- 3 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と表示することができる。
- 4 マーガリンにあつては、この様式中「油脂含有率」を省略する。
- 5 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
- 6 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。
- 7 事業者が販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。
- 8 原材料名、原料原産地名、内容量及び賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

- 9 賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。
- 10 この様式は、縦書きとすることができる。
- 11 この様式の枠を表示することが困難な場合は、枠を省略することができる。

様式2

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

- (備考)
- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。
- 2 表示に用いる文字は、JISZ8305 に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、JISZ8305 に規定する 5.5 ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。
- 3 食品単位は、100g、1 食分、1 包装その他の 1 単位のいずれかを表示する。この場合において、1 食分である場合は、1 食分の量を併記して表示する。
- 4 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- 5 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を 0 とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。
- 6 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

2 前項第 1 号に規定する名称の用語は、前項の規定のほか、食品表示基準第 8 条及び別表第 20 の規定に

基づき、商品名の表示された場所に近接した場所に、背景の色と対照的な色で日本産業規格 Z 8305 (1962) に規定する 14 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示しなければならない。ただし、商品名に「〇〇マーガリン」、「〇〇ファットスプレッド」等名称の用語を使用しているものにあつては、この限りでない。 3 ファットスプレッドにあつては、「マーガリン類」の文字を第 1 項に規定する表示に隣接させて表示するものとする。 4 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装への分別回収のための識別マークは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づく特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成 13 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第 2 号）に基づき表示しなければならない。 5 次に掲げる事項は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。 (1) アレルゲン (2) L-フェニルアラニン化合物を含む旨 (特定事項の表示基準) 第 4 条 事業者は、マーガリン類について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 原料油脂名を用いた商品名 原料油脂名を用いて商品名を表示する場合には、原料油脂のうち当該油脂が 70% 以上含有していなければならない。 (2) 風味原料名を用いた商品名 風味原料名を用いて商品名を表示する場合には、風味を特徴づけるのに十分な量を含有していなければならない。 (3) 植物性に関する事項	2 規約第 3 条第 5 項第 1 号に規定するアレルゲンの表示については、食品表示基準別表第 14 に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）を原材料に使用している場合及び特定原材料に由来する添加物を含む場合にあつては、食品表示基準第 3 条第 2 項に定めるところにより表示するものとする。 3 アスパルテームを含む食品にあつては、食品表示基準第 3 条第 2 項に定めるところにより、L-フェニルアラニン化合物を含む旨を表示するものとする。
--	---

植物性である旨を表示する場合には、原料油脂のうち植物性油脂の占める割合が、100%でなければならない。なお、第2条第1項第2号イに定めるファットスプレッドにあつては、これに加えて、動物性の風味原料を使用しないものでなければならない。

(4) 特定の栄養成分に関する事項

特定の栄養成分について、含有量が多い旨又は少ない旨を表示する場合には、食品表示基準第7条に基づき表示する。

(不当表示の禁止)

第5条 事業者は、マーガリン類について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) マーガリン及びファットスプレッドでないものを、それぞれ、それらのものであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) マーガリン類でないものをマーガリン類であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (3) マーガリン類をバターその他の乳製品であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (4) 原料油脂、風味原料その他の原材料（食品添加物を含む。）のいずれかに動物性のものが含まれている製品を純植物性のものであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (5) 他の事業者又は他の事業者が販売するマーガリン類を中傷又は誹謗する表示
- (6) 原材料、品質その他の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある表示
- (7) マーガリン類が病気の予防等に効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示
- (8) 歴史・伝説、製造技術、生産規模、生産設備、販売量、販売比率及び企業の実態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位にあると誤認されるおそれがある表示
- (9) 原産国について誤認されるおそれがある表示

(不当表示の禁止)

第2条 次の各号に掲げる事項は、規約第5条により表示してはならない表示に該当するものとする。

- (1) 客観的事実の裏付けがない「〇〇成分多量」、「〇〇をたっぷり」及び「最高級」等の誇大な表現
- (2) 牛や牧場の絵及びこれらによる社章
- (3) マーガリン類の効能については、現在の学問上明らかにされた限度を超えて誇大な表現を用いること。
- (4) 単なる「無添加」等、訴求対象である原材料等が明瞭でない表示

(10) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るマーガリン類の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示

(マーガリン公正取引協議会の設置)

第6条 この規約の目的を達成するため、マーガリン公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第7条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 会員に対する情報提供に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定又は第11条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

2 事業者は前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定又は第11条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(施行規則の制定)

第11条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について施行規則を定めることができる。

- 2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

附 則

- 1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 この施行規則の変更の施行の日から令和 12 年 3 月 31 日までに製造されるマーガリン類における原材料名に係る表示については、この施行規則の変更にかかわらず、なお従前の例による。